平成２１年（フ）第１６７４号
京都市下京区梅小路西中町32番地
破産者　株式会社京都写研
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
愛媛県松山市星岡２丁目１番５号
破産者　椿建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第３１９号
富山市水須421番地
破産者　株式会社上野建設産業
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４２号
富山市塩341番地
破産者　ペットランドこと　前田加代子
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６０号
富山市総曲輪３丁目４番16号
破産者　株式会社ドン
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５５号
愛知県岡崎市蓑川新町３丁目１番地５
破産者　株式会社慎陽
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８０６号
埼玉県川口市飯塚２丁目８番34号
破産者　太田　真一
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８０７号
埼玉県川口市飯塚２丁目８番16―101号
チェスターハウス川口
破産者　内藤　環
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８３号
さいたま市南区文蔵４丁目23番３―506号
破産者　窪田　英雄
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９８号
埼玉県蓮田市蓮田494　三浦ハイツ203永島智二方、住民票上の住所埼玉県蓮田市大字閏戸256番地の２
破産者　原嶋　行男
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４３号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1847番地１アネックス大和田102号室
破産者　早坂　盛樹
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５５号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番21―308号、開始決定時の住所札幌市南区藤野４条４丁目16番８号
破産者　浮田　敏
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７９９号
札幌市手稲区前田11条10丁目５番12号
破産者　池　剛志
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３０３号
札幌市中央区南１条東７丁目１番地７　カーサ大通りＡ701号
破産者　恩本　貴廣
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３７３号
札幌市北区北29条西６丁目４番４―302号
破産者　伊藤　勝
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２３号
北海道苫小牧市北栄町２丁目26番地の２　エバーグリーンＡ204
破産者　瀬下　隆彦
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１６１１号
仙台市青葉区上杉１丁目３番25―401号
破産者　池田　武久
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
宮城県栗原市若柳字川北十文字１番地４
破産者　千葉　正義
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
秋田県湯沢市川連町字大舘疣橋８番地
破産者　阿部　直
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第４１０号
山形市白山１丁目５番23号　ライフステージフォレスト112号
破産者　丹治　健
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部